

藤沢市奨学金規則の一部改正について
藤沢市奨学金規則の一部を次のように改正する。

2009年（平成21年） 3月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成21年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、経済的理由により高等学校等に就学することが困難な者に対し、就学を奨励するため給付している奨学金について、社会情勢の変化に対応し、より一層の援助を図るため額の改定を行うこと、また、申請手続きの適正な処理を行うため、規則を一部改正する必要による。

藤沢市奨学金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 鈴木 紳一郎

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市奨学金規則の一部を改正する規則

藤沢市奨学金規則（昭和36年藤沢市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給付を受けることができる者」の次に「（以下「奨学生」という。）」を加える。

第3条を次のように改める。

（奨学生選考申請手続）

第3条 奨学生を希望する者の保護者は、奨学生選考申請書に次の各号に掲げる書類を添え、教育委員会が指定する期日までに、奨学生を希望する者が在学している中学校又は中等教育学校の校長（以下「在学中学校長」という。）を経て教育委員会に提出しなければならない。

(1) 在学中学校長の奨学生推薦書

(2) 奨学生を希望する者同一の世帯に属する者全員の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書

(3) 奨学生を希望する者の保護者の所得証明書

2 前項の規定により奨学生を希望した者が、奨学生採用等の決定の前に申請を取り下げるときは、その保護者は、すみやかに、奨学生選考申請取り下げ届を教育委員会に提出しなければならない。

第4条を削る。

第5条の見出し中「奨学金の給付」を「奨学生採用」に改め、同条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第2項を削り、同条を第4条とし、同条の

次に次の1条を加える。

(奨学金の給付申請手続)

第5条 奨学生の保護者は、奨学金の給付を受けるため、奨学金給付申請書を市長に提出しなければならない。

第6条を次のように改める。

(給付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、給付又は不給付を決定し、奨学金給付等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条中「その事実が発生した月から」を削り、同条第3号中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「毎年度末」を「教育委員会が指定する期日まで」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「第5条第2項」を「第9条第1項」に、「辞退届があったとき又は前条第1項の規定による」を「資格の」に、「第5条第1項」を「第4条」に改め、同条第2項中「採用」を「奨学生採用及び奨学金給付」に、「第5条第1項」を「第4条から第6条まで」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出し中「奨学金給付の」を「奨学生又は補欠採用者の資格」に改め、同条第1項中「奨学生が」を「奨学生又は補欠採用者が」に、「奨学金の給付を停止し、又は取り消す」を「奨学生又は補欠採用者の資格を停止又は取消しする」に改め、同項第4号中「奨学生」の次に「又は補欠採用者」を加え、同条第2項中「前項の規定による」の次に「資格の」を加え、同項中「奨学金給付／停止／取消／」を「奨学生等資格（停止・取消し）」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条第3項中「病気傷害」を「病気、障害等」に、「奨学生」を「奨学生又は補欠採用者」に、「奨学金の給付」を「その資格」に改め、同条に次の1項を加える。

4 教育委員会は、前項の規定による資格の復活をしたときは、奨学生等資格復活通知書により当該復活に係る者の保護者に対し通知するものとする。

第8条を第9条とする。

第7条中「奨学生が」を「奨学生又は補欠採用者が」に、「奨学生異動等届」を

「奨学等異動届」に改め、同条第5号中「氏名又は住所」を「申請書及び届の内容」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 復学したとき。

第7条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(奨学金の給付方法、額及び期間)

第7条 奨学金は、3箇月分ずつ給付する。ただし、特別の理由があると認められるときは、1箇月分ずつ給付することができる。

2 給付する奨学金の額及び期間は次のとおりとする。

給付額 1箇月 10,000円

給付期間 高等学校又は中等教育学校の後期課程に就学する正規の最短修業期間。

3 教育委員会は、奨学金を給付する場合において、必要があると認められる場合は、当該奨学生及び第4条の規定により補欠採用の決定を受けた者（以下「補欠採用者」という。）の就学状況を、在学証明書（藤沢市奨学生及び補欠採用者）により確認するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の藤沢市奨学金規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の後、改正前の藤沢市奨学金規則の規定により給付申請した保護者に対する採用等に係る通知については、改正後の藤沢市奨学金規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

藤沢市奨学金規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>○藤沢市奨学金規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 36 年 4 月 14 日 教委規則第 5 号</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、経済的理由により学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する高等学校又は中等教育学校の後期課程(それらにおいて行われる通信による教育の課程を除く。)に就学することが困難な者に対し就学を奨励するため、奨学金を給付することについて必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 奨学金の給付を受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定によりこの市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)の規定によりこの市の外国人登録原票に登録されている者のうち、学校教育法に規定する中学校を良好な成績で卒業した者又は中等教育学校の前期課程を良好な成績で修了した者</p> <p>(2) 高等学校又は中等教育学校の後期課程に就学する者</p>	<p>○藤沢市奨学金規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 36 年 4 月 14 日 教委規則第 5 号</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、経済的理由により学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する高等学校又は中等教育学校の後期課程(それらにおいて行われる通信による教育の課程を除く。)に就学することが困難な者に対し就学を奨励するため、奨学金を給付することについて必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第 2 条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定によりこの市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)の規定によりこの市の外国人登録原票に登録されている者のうち、学校教育法に規定する中学校を良好な成績で卒業した者又は中等教育学校の前期課程を良好な成績で修了した者</p> <p>(2) 高等学校又は中等教育学校の後期課程に就学する者</p> <p>(奨学金の額及び給付期間)</p> <p>第 3 条 給付する奨学金の額及び期間は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">奨学金 1 箇月 9,500 円</p>

(奨学生選考申請手続)

第 3 条 奨学生を希望する者の保護者は、奨学生選考申請書に次の各号に掲げる書類を添え、教育委員会が指定する期日までに、奨学生を希望する者が在学している中学校又は中等教育学校の校長(以下「在学中学校長」という。)を経て教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 在学中学校長の奨学生推薦書
- (2) 奨学生を希望する者と同一の世帯に属する者全員の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- (3) 奨学生を希望する者の保護者の所得証明書

2 前項の規定により奨学生を希望した者が、奨学生採用等の決定の前に申請を取り下げるときは、その保護者は、すみやかに、奨学生選考申請取り下げ届を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学生採用等の決定)

第 4 条 教育委員会は、前条第 1 項の申請書が提出されたときは、別に定める藤沢市奨学生選考委員会の意見を聴き、採用若しくは補欠採用又は不採用を決定し、奨学生採用等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

給付期間 高等学校又は中等教育学校の後期課程に就学する正規の最短修業期間

(給付申請手続)

第 4 条 奨学金の給付を希望する者の保護者(以下「保護者」という。)は、奨学金給付申請書に次に掲げる書類を添え、奨学金の給付を希望する者が在学している中学校の卒業又は中等教育学校の前期課程終了前に、当該校の校長(以下「在学中学校長」という。)を経て教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 在学中学校長の奨学生推薦書
- (2) 奨学金の給付を希望する者と同一の世帯に属する者全員の住民票の写し又は外国人登録済証明書
- (3) 保護者の所得を証明する書類

(奨学金の給付等の決定)

第 5 条 教育委員会は、前条の申請書が提出されたときは、別に定める藤沢市奨学生選考委員会の意見を聴き、採用若しくは補欠採用又は不採用を決定し、奨学生採用等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により採用決定を受けた者(以下「奨学生」という。)が進学しなかつたときは、その保護者は、すみやかに、奨学金給付辞退届を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学金の給付申請手続)

第 5 条 奨学生の保護者は、奨学金の給付を受けるため、奨学金給付申請書を市長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第 6 条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、給付又は不給付を決定し、奨学金給付等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(奨学金の給付方法、額及び期間)

第 7 条 奨学金は、3 箇月分ずつ給付する。ただし、特別の理由があると認められるときは、1 箇月分ずつ給付することができる。

2 給付する奨学金の額及び期間は次のとおりとする。

給付額 1 箇月 10,000 円

給付期間 高等学校又は中等教育学校の後期課程に就学する正規の最短修業期間。

3 教育委員会は、奨学金を給付する場合において、必要があると認められる場合は、当該奨学生及び第 4 条の規定により補欠採用の決定を受けた者（以下「補欠採用者」という。）の就学状況を、在学証明書（藤沢市奨学生及び補欠採用者）により確認するものとする。

(転校等の届出義務)

第 8 条 奨学生又は補欠採用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その保護者は奨学生等異動届に、これを証明する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 他の高等学校又は中等教育学校(後期課程に限る。)に転校したとき。
- (2) 休学又は退学したとき。
- (3) 停学その他の処分を受けたとき。
- (4) 奨学金を必要としなくなったとき。

(奨学金の支給方法)

第 6 条 奨学金は、3 箇月分ずつ前渡しで支給する。ただし、特別の理由があると認められるときは、1 箇月分ずつ支給することができる。

2 教育委員会は、当該奨学生の在学証明書(藤沢市奨学生)により就学状況を確認し、奨学金を支給するものとする。

(転校等の届出義務)

第 7 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その保護者は奨学生異動等届にこれを証明する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 他の高等学校又は中等教育学校(後期課程に限る。)に転校したとき。
- (2) 休学又は退学したとき。
- (3) 停学その他の処分を受けたとき。
- (4) 奨学金を必要としなくなったとき。

(5) 申請書及び届の内容に変更があったとき。

(6) 復学したとき。

(奨学生又は補欠採用者の資格停止等)

第 9 条 教育委員会は、奨学生又は補欠採用者が第 2 条に規定する対象者として該当しなくなったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生又は補欠採用者の資格を停止又は取消しすることができる。

(1) 病気、傷害等のため学業を続けることができなくなつたとき。

(2) 学業成績又は素行が不良になつたと認められるとき。

(3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、奨学生又は補欠採用者として適当でないと認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定による資格の停止又は取消しをしたときは、奨学生等資格（停止・取消し）通知書により当該停止又は取消しに係る者の保護者に対し通知するものとする。

3 病気、傷害等のため休学した奨学生又は補欠採用者が復学した場合には、その資格を復活することができる。

4 教育委員会は、前項の規定による資格の復活をしたときは、奨学生等資格復活通知書により当該資格復活に係る者の保護者に対し通知するものとする。

(奨学生の補充)

第 10 条 教育委員会は、第 9 条第 1 項の規定による資格の取消しをしたときは、第 4 条の規定により決定した補欠採用者について、その上位の者から順次奨学生に補充するものとする。

2 前項の補充に際し保護者に対する奨学生採用及び奨学金給付決定通知

(5) 氏名又は住所に変更があったとき。

(奨学金給付の停止等)

第 8 条 教育委員会は、奨学生が第 2 条に規定する対象者として該当しなくなつたとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を停止し、又は取り消すことができる。

(1) 病気、傷害等のため学業を続けることができなくなつたとき。

(2) 学業成績又は素行が不良になつたと認められるとき。

(3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、奨学生として適当でないと認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定による停止又は取消しをしたときは、奨学金給付／停止／取消／通知書により当該停止又は取消しに係る者の保護者に対し通知しなければならない。

3 病気傷害のため休学した奨学生が復学した場合には、奨学金の給付を復活することができる。

(奨学生の補充)

第 9 条 教育委員会は、第 5 条第 2 項の規定による辞退届があつたとき又は前条第 1 項の規定による取消しをしたときは、第 5 条第 1 項の規定により決定した補欠採用者について、その上位の者から順次奨学生に補充するものとする。

2 前項の補充に際し保護者に対する採用決定通知の手続き等については、

の手続き等については、第4条から第6条までの規定を準用する。

(学業成績証明書の提出義務)

第11条 奨学生は、教育委員会が指定する期日までに学業成績証明書(藤沢市奨学生)を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学金の返還)

第12条 奨学生又はその保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に受けた奨学金を返還しなければならない。

- (1) 奨学金をその目的以外に使用したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により奨学金の給付を受けたとき。
- (3) 第8条及び前条の規定による義務を怠つたとき。

(様式)

第13条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、教育委員会が別に定める。

(委任)

第14条 この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

付 則(昭和38年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和38年教委規則第1号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和39年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

第5条第1項の規定を準用する。

(学業成績証明書の提出義務)

第10条 奨学生は、毎年度末に学業成績証明書(藤沢市奨学生)を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学金の返還)

第11条 奨学生又はその保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が発生した月から既に受けた奨学金を返還しなければならない。

- (1) 奨学金をその目的以外に使用したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により奨学金の給付を受けたとき。
- (3) 第7条及び前条の規定による義務を怠つたとき。

(様式)

第12条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、教育委員会が別に定める。

(委任)

第13条 この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

付 則(昭和38年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和38年教委規則第1号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和39年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

付 則(昭和 41 年教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 42 年教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 42 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 48 年教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 49 年教委規則第 10 号)

この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 50 年教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 54 年教委規則第 2 号)

この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 55 年教委規則第 3 号)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の藤沢市奨学金規則の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

2 この規則による改正前の藤沢市奨学金規則第 3 条の規定に基づき、昭和 55 年 4 月 1 日からこの規則の施行日の前日までに支払われた奨学金は、改正後の藤沢市奨学金規則の規定による奨学金の内払いとみなす。

付 則(昭和 56 年教委規則第 2 号)

この規則は、昭和 56 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年教委規則第 4 号)

(施行期日)

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年教委規則第 4 号)

付 則(昭和 41 年教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 42 年教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 42 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 48 年教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 49 年教委規則第 10 号)

この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 50 年教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 54 年教委規則第 2 号)

この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 55 年教委規則第 3 号)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の藤沢市奨学金規則の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

2 この規則による改正前の藤沢市奨学金規則第 3 条の規定に基づき、昭和 55 年 4 月 1 日からこの規則の施行日の前日までに支払われた奨学金は、改正後の藤沢市奨学金規則の規定による奨学金の内払いとみなす。

付 則(昭和 56 年教委規則第 2 号)

この規則は、昭和 56 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年教委規則第 4 号)

(施行期日)

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年教委規則第 4 号)

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の藤沢市奨学金規則の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 10 年教委規則第 11 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年教委規則第 11 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定、第 2 条第 1 号の改正規定(中等教育学校の前期課程に係る部分に限る。)、同条第 2 号の改正規定、第 3 条の改正規定、第 4 条各号列記以外の部分の改正規定(中等教育学校の前期課程に係る部分に限る。)、第 7 条第 1 号の改正規定、第 9 条第 2 項ただし書の改正規定及び様式の改正規定(中等教育学校に係る部分に限る。))は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際改正前の藤沢市奨学金規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 15 年教委規則第 6 号)

この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年教委規則第 13 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年教委規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の藤沢市奨学金規則の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 10 年教委規則第 11 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年教委規則第 11 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定、第 2 条第 1 号の改正規定(中等教育学校の前期課程に係る部分に限る。)、同条第 2 号の改正規定、第 3 条の改正規定、第 4 条各号列記以外の部分の改正規定(中等教育学校の前期課程に係る部分に限る。)、第 7 条第 1 号の改正規定、第 9 条第 2 項ただし書の改正規定及び様式の改正規定(中等教育学校に係る部分に限る。))は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際改正前の藤沢市奨学金規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 15 年教委規則第 6 号)

この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年教委規則第 13 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年教委規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の藤沢市奨学金規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の後、改正前の藤沢市奨学金規則の規定により給付申請した保護者に対する採用等に係る通知については、改正後の藤沢市奨学金規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。